

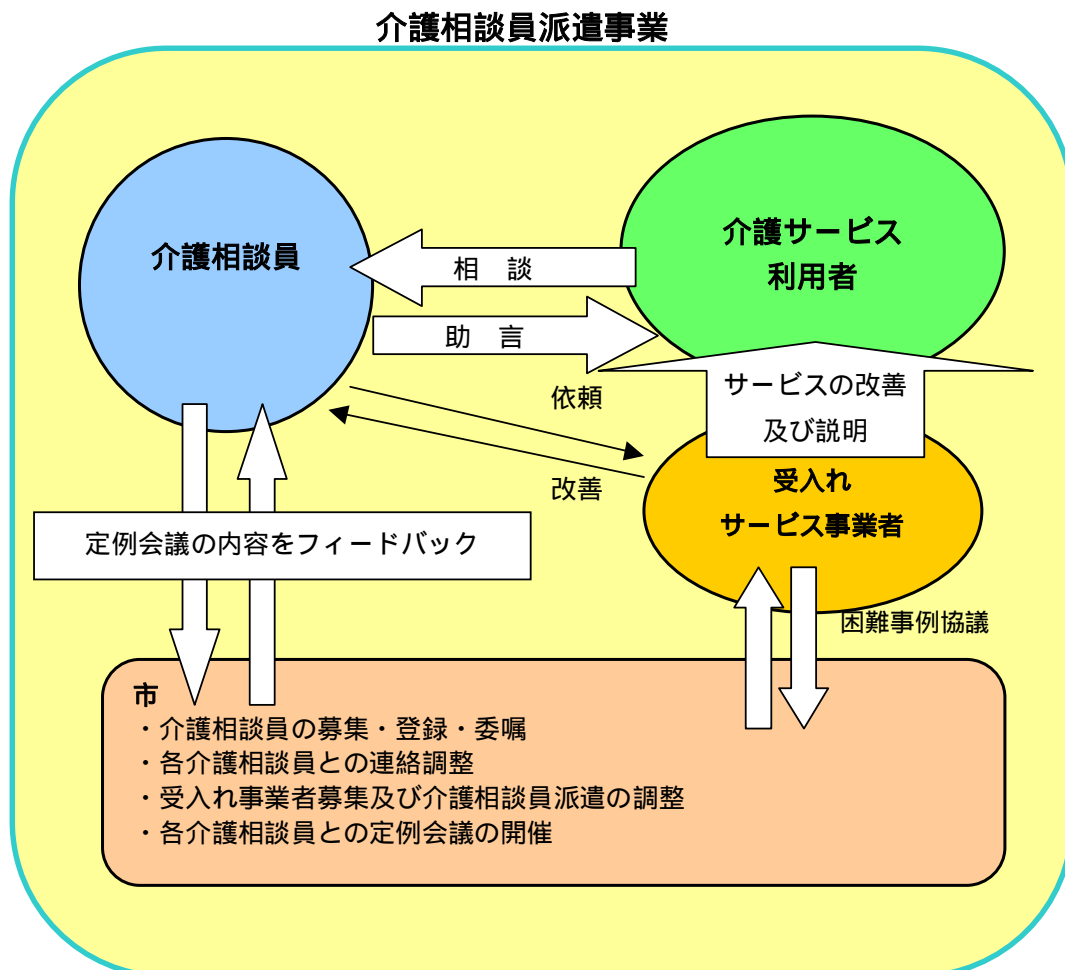
第4章 介護保険事業の円滑な推進に向けた取組み

第1節 サービスの質の確保のための取組み

(1) 介護相談員派遣事業

船橋市では、平成15年度より国の「介護サービス適正実施指導事業」のひとつである介護相談員派遣事業を実施しています。

この事業は、各種団体からの推薦及び公募等の中から相談員を委嘱し、特別養護老人ホーム等の介護保険施設を対象に月2回程度各施設を訪問し、入所者及びその家族からの相談を受け、希望や苦情を把握し、必要に応じて施設の管理者等と意見を交換するなどして、サービスの改善等を図るものです。



第4章 介護保険事業の円滑な推進に向けた取組み

(2) 介護保険事業の普及啓発

介護保険制度は、介護サービスを利用者が選択・決定する仕組みであり、利用者がよりよいサービス(事業者)を適切に選択することを通じて介護サービス全体の質の向上が図られていくことが期待されています。

船橋市では、介護保険制度の理解を広く市民に啓発するために「介護保険べんり帳」、ミニパンフレットの「よくわかる介護保険」、「事業所一覧ガイドブック(年度版)」などの印刷物の配布や、制度内容、各種の申請方法等に関する出前講座を実施しています。

また、17年度の新規事業として、インターネットの接続サービスを利用して、利用者等に介護サービス事業者の最新情報やサービス空き情報を介護保険課のホームページ上で提供するサービスを6月から開始しました。

このサービスは、船橋市や隣接市(市川市、鎌ヶ谷市、白井市、八千代市、習志野市)をサービスエリアとする在宅サービス事業者及び首都圏の介護保険施設事業者の情報(基本情報、営業情報、法人情報、職員情報)と居宅支援、グループホーム、ショートステイ各事業所のサービス空き情報を利用者に提供することにより介護サービスを適切かつ円滑に選択できるようにするものです。また、居宅支援や予防支援にあたるケアマネジャー、地域包括支援センター・在宅介護支援センター職員(相談員)の活動支援に資するものでもあります。

第4章 介護保険事業の円滑な推進に向けた取組み

介護サービス事業者情報提供システム

介護保険課
トップページ

FUNABASHI CITY
トップページ 検索

船橋市の介護保険

介護サービス事業者情報提供システム

介護保険制度改正 Q&A

お知らせ
介護保険ってなに
利用の仕方
Q&A
各種資料等
リンク

トップページ/暮らしの資源

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25
船橋市介護福祉推進センター介護保険課
電話047-436-2302 FAX047-436-2307

ここを

検索画面

船橋市

地図選択検索 住所入力地図検索 サービス検索 ニーズ検索 トップページ
事業者名検索 事業者番号検索 空き情報検索 携帯電話での検索 メンテナンス画面 介護保険TOP頁へ

サービス選択
検索するサービスを選択してください

プルダウンでご希望のサービスを選択し下記の地図の任意の地点をクリックしてください。

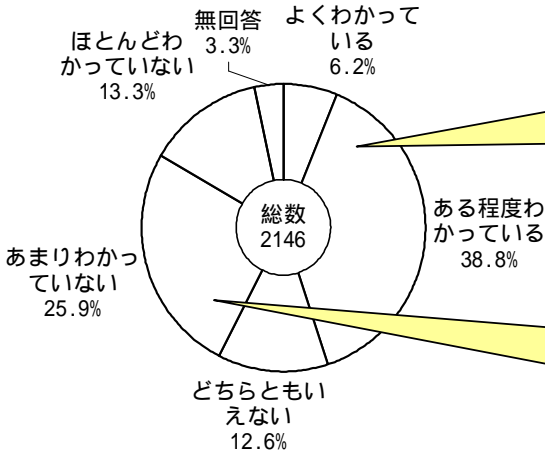
北部
西部
中部
東部
南部

(参考)平成16年度高齢者生活実態調査より

介護保険制度についてどの程度ご存知ですか？(介護保険制度の認知度)

(一般高齢者調査・若年者調査)

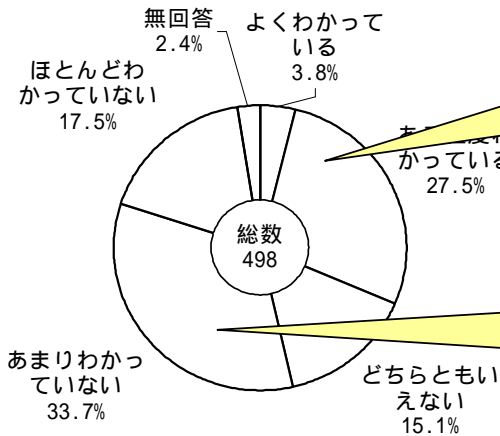
一般高齢者(65歳以上)



よく、またはある程度わかっていると答えた人は45%

あまり、またはほとんどわかっていないと答えた人は39.2%

若年者(40~64歳)



よく、またはある程度わかっている人は31.3%

あまり、またはほとんどわかっていないと答えた人は51.2%

65歳以上の一般高齢者では半数近くの認知度があることがわかりましたが、40~64歳の若年者では半数以上の人がかからないと答えています。

(アンケートの結果から)

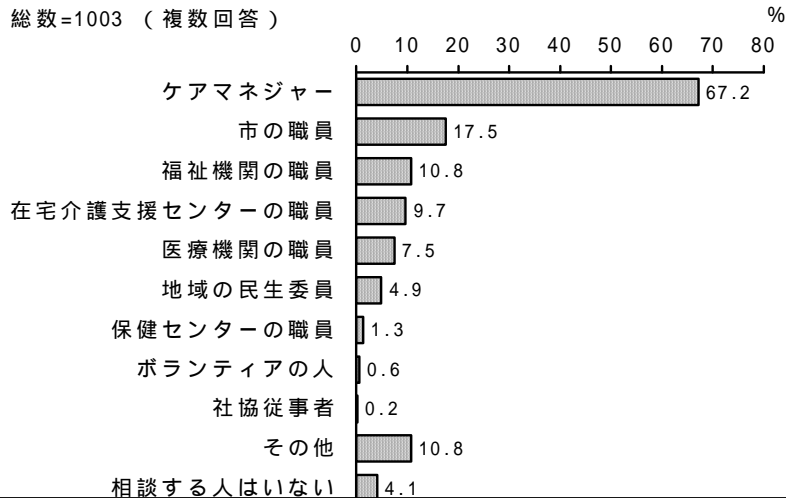
～介護保険制度への理解～

介護保険制度に関する情報は、市の広報や各種パンフレット等で提供してきたところであり、マスコミ等でも再三取り上げられてきましたが、平成16年に船橋市で実施した高齢者生活実態調査では、ある程度理解している人を含めても半数に満たない状況で、特に若年者や要介護高齢者の認知度の低さが目立っています。

今後引き続き、介護保険制度についてのわかりやすい説明を行っていきます。

(参考)平成16年度高齢者生活実態調査より

あなたが介護保険制度についてわからないことがあった時などの主な相談相手はどなたですか？
(在宅要介護認定者等調査)



アンケート結果では、介護保険に関する相談の相手については、「ケアマネジャー」が特に多くなっていますが、「市の職員」「福祉機関の職員」「在宅介護支援センターの職員」(ケアマネジャー兼務)「医療機関の職員」なども少なくなく、ケアマネジャーを中心に、関係機関も含めた多様な相談対応が求められていることがわかります。一方、「相談する人はいない」とする人もわずかながらあり、こうした人へのアプローチも課題といえます。

第4章 介護保険事業の円滑な推進に向けた取組み

(3) 介護サービスの「情報開示の標準化」

介護保険制度では、サービスの利用形態は利用者と事業者間の「契約」となり、対等な立場で向き合う関係となりました。このような関係で利用者が介護サービス事業者を選択するためには、事業者の様々な情報を把握する必要があります。

この情報を、容易にかつ円滑に得られるような環境の整備が重要となりますが、情報そのものも主観的であいまいなものではなく、事実に基づく客観的な情報でなければなりません。

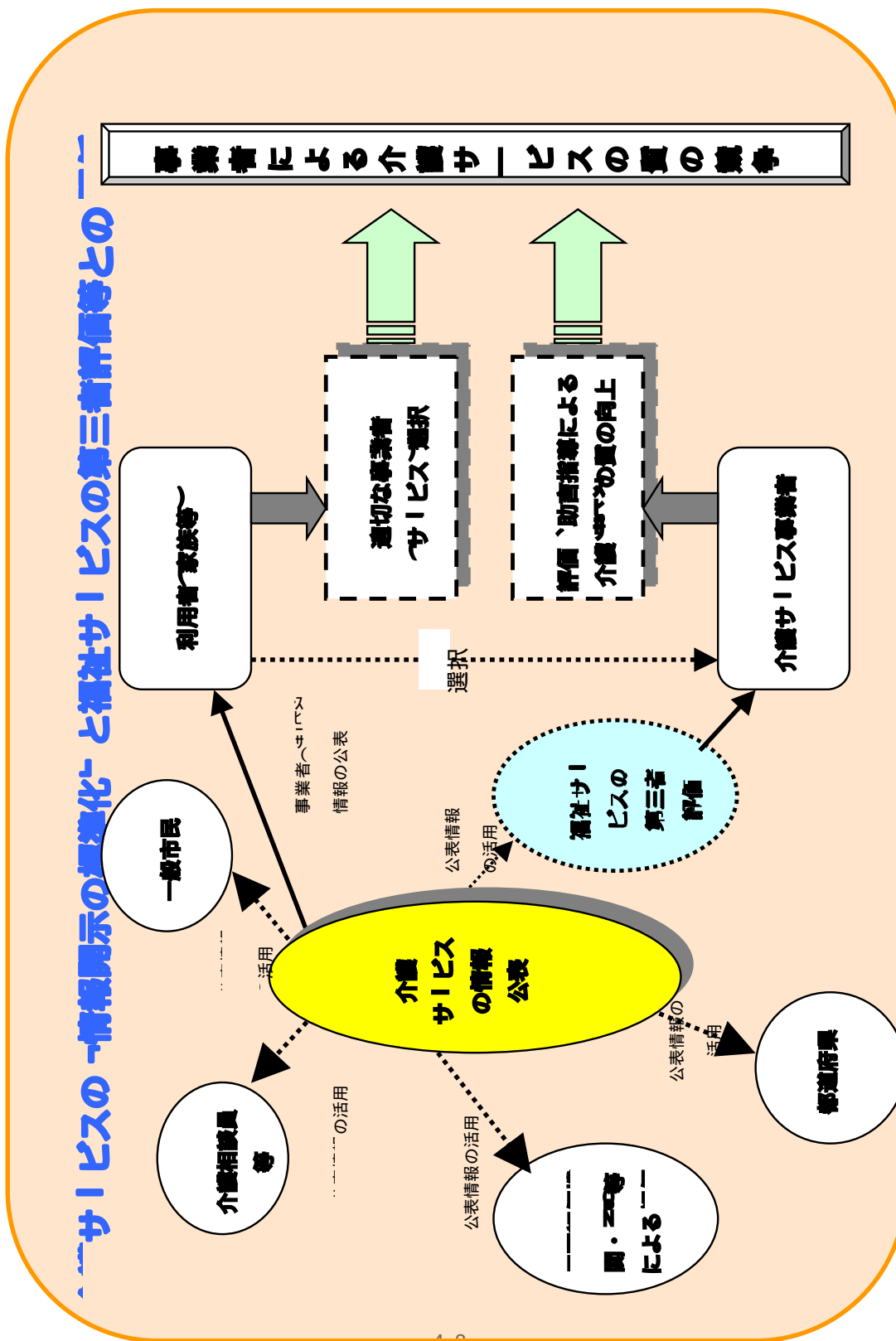
これまで、介護サービスの質の客観的な評価としては、認知症対応型共同生活介護事業所による自己評価・外部評価事業や、一部の市町村において独自の第三者評価機関を設置し、サービス事業者を評価する第三者評価が行われてきました。

しかしながら、これらの制度は事業所の自主性・任意性が前提となっていて、比較検討が可能となる情報を得るには一定の限界があり、また、開示される評価の内容が実際に利用者の求めているものと合致しているとは言えない、という声もありました。

そこで、利用者自らによる事業者選択に資する目的で、全ての事業者を対象とし、事業者が現に行っている事実を前提とし、第三者が客観的事実に基づいて確認し、その結果の全てを定期的の開示する、という「情報開示の標準化」という新たな仕組みが検討されてきました。

この「情報開示の標準化」は、平成18年度から千葉県を主体として実施される予定です。利用者が適切に介護サービスを選択することが可能となるよう、全ての介護サービス事業者に介護サービスの内容や運営状況に関する情報の公表が義務付けられます。

船橋市ではこの制度の普及を促進し、利用者の方の利便を図り、事業者自身によるサービスの質の改善や向上、介護サービス全体の質の向上を推進していきます。



第4章 介護保険事業の円滑な推進に向けた取組み

(4) 施設における生活環境の向上

個室ユニットケアの推進

高齢者の尊厳を守るためには、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の施設においても、在宅に近い居住環境の下で入居者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重し、また入居者相互が人間関係を築きながら日常生活を営めるような環境が必要になります。

船橋市においては、高齢者の尊厳を守り、自分らしくいきいきとした生活のできる施設を実現することができるよう、施設の個室ユニットケア化を推進していきます。

ユニットケアとは？

高齢者一人ひとりの個性や生活習慣を尊重するため、施設の居室を10人程度の少人数のグループに分け、それぞれをひとつのユニット(生活単位)とし、ユニットごとに食事や入浴、施設内の行事などの日常生活を送り家庭的な雰囲気の中でケア(介護)すること。

身体拘束廃止の取組み

身体拘束廃止の取組みは、高齢者の尊厳を支えるケアの確立のための最も重要なことのひとつです。

船橋市内の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)では、身体拘束の廃止に向け、国の示す「身体拘束ゼロ」マニュアルに沿ってさまざまな取組みを行っています。

(身体拘束ゼロの主な取組み)

身体拘束廃止委員会の設置

施設・家族間の情報交換の場の設置

介護職員の資質向上

身体拘束禁止マニュアル

第2節 介護サービスに係る支援

(1) 家族介護者の支援

家族介護教室の開催

介護が必要な高齢者を自分たちの手で介護したいという家族や地域の援助者に対して介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどに係る知識や技術の習得のための教室が地域型在宅介護支援センター、地区社会福祉協議会などとの連携により広く行われています。

しかし、実際に介護をしている方が家を空けられず、参加しにくい状況がよく見られます。介護者は閉じこもりがちになりやすく、社会から孤立する恐れがあるため、今後は集団対応による介護教室だけでなく、精神的な支えを含めた個々の実態に合った個別訪問指導についても充実させていきます。

家族介護者の相談

いつでも気軽に相談できる窓口として地域包括支援センター及び地域型在宅介護支援センターの相談体制を強化するとともに周知を図っていきます。

訪問指導の実施

65歳以上で要介護状態でありながら要介護認定を申請しない方、要介護認定を受けても何らかの理由により介護保険のサービス利用に結びつかない方及びその家族について、公的あるいは民間サービスの活用や地域のボランティアの支援などと調整を図りながら、療養者とその介護者の健康保持増進及び機能回復並びに、療養上の保健指導のための訪問指導を実施しています。また、一般高齢者の半数以上が介護保険及びその他のサービス利用についての制度を理解していないことから、個々の生活に合わせた療養及び介護や制度・サービスを利用していただくために、引き続き訪問指導を実施します。

第4章 介護保険事業の円滑な推進に向けた取組み

家族介護慰労金の支給

要介護高齢者が出来るだけ長く在宅での生活を継続するためには、家族介護者にかかる身体的・精神的負担を軽減する各種サービスを充実していく必要があります。

そのひとつとして、「要介護4・5」の認定を受けている高齢者を1年間介護保険のサービスを利用せずに自宅で介護した家族に対し、介護慰労金を支給します。

介護用品の支給

「要介護4・5」の認定を受けている高齢者を自宅で介護している家族等に対し、紙おむつ等を毎月宅配にて支給します。

また、介護用品の支給を受けている方が入院したとき、在宅復帰支援をするためにおむつ代を助成します。

訪問理美容サービス

「要介護4・5」の認定を受けている高齢者の自宅へ理美容師を派遣します。

(2) 低所得者対策

利用者負担の軽減

船橋市においては、次のような軽減事業を実施しており、今後も引き続き行っていきます。

訪問介護利用者負担軽減手当の支給

国の低所得者対策として、障害者ホームヘルプサービスを利用する低所得者（所得税非課税者）または40歳から64歳（第2号被保険者）の訪問介護を利用している低所得者を対象に、通常の10%の利用料のうち、その7割を助成し、ホームヘルプサービスの継続的な利用促進を図っています。

介護保険利用者負担助成事業の実施

平成14年度からの市の単独事業で、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、施設入浴の8種類の居宅サービスについて、在宅で生活する低所得者を支援するため、通常の10%の利用料のうち、その4割を助成しています。

介護老人福祉施設利用者負担対策事業の実施

社会福祉法人が運営主体となっている特別養護老人ホーム、ショートステイのサービスについて、介護サービスの提供時に法人が低所得者の利用者負担を軽減した場合に、利用料に対して一定額（法人収入の1%）を超えた部分の半額を法人に補助することで、利用者に対して4分の1の額の負担を軽減しています。

介護保険料の軽減

保険料の減免理由としては災害や生計中心者の収入の激減等に限られていますが、船橋市では保険料を負担することが困難な低所得者に対して、平成12年度から市独自の制度として収入に応じた保険料の減額を行っています。